

# 各都道府県で実施している奨学金制度等の状況について (2015 年度)

## 【佐賀県】

奨学のための給付金、高等学校等就学支援金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金、医師・看護師・福祉士等を対象とした奨学金、私立高校授業料減免等を除く

## 【佐賀県】

実施団体	名称等	学校種	給・貸	金額		備考
佐賀県	高校等育英資金（奨学金）	高校	貸与	月額	基礎額 18,000 円 私立学校加算額 12,000 円 高額通学費加算額 20,000 円	※高額通学費加算…毎月の通学費が 5,000 円を超える場合、その超える額。寮や下宿等の自宅外通学の場合も通学するとみなして通学費を算定し、貸与することが可能。この加算の貸与のみ也可能。この加算の貸与した部分については、卒業後（大学等に進学した場合は、大学等卒業後）、5 年間、佐賀県内に居住し、又は就業した場合、あるいは、5 年間 1 万円以上のふるさと納税した場合、返還免除の対象。
	高校等育英資金（入学時加算）	高校・公立	貸与	一時金	学習用パソコンを購入する場合 150,000 円 上記以外 100,000 円	
		高校・私立	貸与	一時金	200,000 円	